

厚生労働大臣が定める掲示事項

【入院基本料に関する事項】

○一般病棟入院基本料 急性期一般入院料4(10対1)

当病棟では、1日に15人以上の看護職員
(看護師及び准看護師)が勤務しております。

なお、時間帯ごとの配置は次のとおりです。

***朝8時30分～夕方17時まで
看護職員一人あたりの受持ち数は6人以内**

***夕方17時～深夜1時まで
看護職員一人あたりの受持ち数は17人以内**

***深夜1時～朝8時30分まで
看護職員一人あたりの受持ち数は17人以内**

となっております。

令和6年6月1日